

## 令和8年度 米国における福井県観光営業代行業務仕様書

### 1 業務目的

現地の旅行動向等に関する情報を収集するとともに、現地旅行会社やメディア等に対して福井県の観光資源に関する情報の提供、セールス及びプロモーション活動を実施するとともに、米国の訪日旅行検討層をターゲットとしたプロモーション活動を実施することで、米国から福井県への誘客促進を図る。

### 2 対象市場

米国（アメリカ合衆国）

### 3 連携先

本業務の実施にあたっては、発注者である福井県のほか、福井県内の地域DMC等とも連絡を密に行い、旅行会社等へのセールス内容や資料等を互いに情報共有しながら適切に連携すること。

### 4 業務内容

#### (1) 現地事務所の設置

ア 契約期間を通じて、現地に活動拠点となる現地事務所を設置し、その所在地及び連絡先を提案書に示すこと。

なお、現地事務所の設置により、賃料等の新たな費用負担が生じる場合は、当該費用を事業費に含めること。

イ 現地事務所は現地旅行会社のみならず、米国の主要なメディア等へのセールスに支障がない場所に設けること。

ウ 現地事務所には、現地スタッフ（現地でのプロモーション活動等を行うのに相応しく、日本語で連絡調整をすることができる者）を常駐させること。

エ 現地事務所には、円滑な事務作業を行えるよう電話、インターネット、パソコン、プリンター、その他必要な事務機器が利用できる環境を整えること。

オ エで必要となる機器の設置等により、購入代金、賃借料等の新たな費用負担が生じる場合は、当該費用を事業費に含めること。

カ 主に米国沿岸部での活動を想定しているが、現地事務所の対岸（拠点が東海岸（例、ニューヨーク）にある場合は西海岸（例、サンフランシスコ）等）にある地域での活動も支障がないよう提携先等を用意すること。

#### (2) 現地市場における情報収集活動

ア 現地旅行会社等の訪日ならびに福井県旅行商品の造成・催行・送客状況、福井県への要望等に関する情報収集およびその取りまとめを行う。（クルーズ船を用いた旅行やMICE、教育旅行等も含む。）

- イ 現地メディア等の福井県に関する記事・広告等の掲載状況、福井県への要望等に関する情報収集およびその取りまとめを行う。
- ウ 現地市場のトレンド等を踏まえた福井県のプロモーション事業等に対する助言を行う。

### (3) 旅行会社等への営業活動

- ア 福井県への送客が確認できていない旅行会社に対して、福井県観光情報の提供やモデルコースの提案等を行い、福井県内での宿泊・周遊を含む旅行商品の造成支援および福井県への送客誘導を行う。
- イ 福井県に送客実績のある旅行会社に対して、福井県への送客状況や今後、送客を拡大するにあたって必要となる情報収集などを中心に行うとともに、福井県の新たな観光コンテンツや未送客のエリアに関する情報提供やモデルコースの提案等を行い、福井県へのさらなる送客誘導を行う。
- ウ 現地学校関係者や訪日教育旅行を取り扱う旅行会社に対して、福井県内での宿泊・観光を含む教育旅行の企画支援を行う。
- エ 報奨旅行等の MICE に関する対応を実施している現地企業や、クルーズ船を用いた旅行等を企画する現地企業および、その取扱い旅行会社に対して、福井県内での宿泊・観光を含む旅行の企画支援を行う。
- オ 営業活動に既存パンフレットが必要な場合は、県が提供する。海外への輸送が必要な場合、輸送費については委託費に含めるものとする。
- カ 福井県の観光情報等を記載したニュースレター等を作成し、配信すること。定期配信回数は年4回以上とするが、別途イベント情報等の告知などの対応をすること。なお、作成するニュースレターは福井県の観光サイト等での二次利用を可能とすること。

### (4) 個人旅行者に向けた情報発信

- ア 福井県の観光地等を紹介し誘客を促すうえで有力と思われる現地メディア等に対して、福井県への送客を促す記事掲載および福井県への取材を働きかけるとともに、米国旅行メディアへの記事広告の出稿を行うこと。
- イ 訪日に関心が高い層に向け、WEB 広告やメディア広告を活用し、福井県の観光情報を発信すること。広告の出稿は1回以上とし、配信先や回数は県と協議の上決定すること
- ウ その他、上記以外で福井県の情報発信に効果的な施策がある場合は提案すること。

### (5) 商談会、セールスコール等のサポート

- ア 福井県や（公社）福井県観光連盟が指定する商談会、旅行博、セールスコール等において、その一員として参画するとともに、セールス先のアポイント取得や同行通訳等サポートを行う。なお、商談会、旅行博等の開催・出展費用、航空券代等については事業費に含まない。
- イ 福井県や（公社）福井県観光連盟がセールスコール等を行った後に、商談した旅行会社等を重点的に接触して、旅行商品への組込み状況や福井県への送客状況等をヒアリング

し、必要に応じて福井県内事業者等と連携して旅行会社等が求める情報を提供するなど、商談のフォローアップを行う。

ウ 福井県内観光事業者から米国マーケット情報等に関する問合せへの対応を行う。

#### (6) FAM トリップの手配

ア 現地の旅行会社やメディア等を福井県に招聘し、視察および取材のアレンジを行う。なお、被招聘者の海外渡航費、日本国内での交通費、宿泊費、飲食費等の費用負担が発生した場合は事業費に含む。

イ FAM トリップは原則2泊3日の行程とし、福井県の北部（嶺北）、南部（嶺南）の観光コンテンツを周遊する行程とすること。

ウ アの実施が出来ない場合の効果的な代替え事業を提案すること。

#### (7) その他

ア SNS を活用した広告を配信し、県の公式 SNS アカウントのフォロワー獲得や本県の観光地等のプロモーションを行うこと。

#### (8) 活動報告等

ア 毎月10日までに前月の活動状況、収集した情報及び委託者が求める情報等を取りまとめ、月例報告書として福井県に提出し、県からの問合せに対応する。報告書に記載する項目は以下を標準とする。

##### ①活動状況

項目：訪問先（新規・継続別）、訪問日時、交渉相手方の肩書・氏名、交渉内容およびその結果、手交した資料、セールスコール・商談会のフォローアップ状況 など

##### ②福井県内での宿泊・周遊を含む旅行商品情報

項目：取扱い旅行会社、旅行行程、販売価格、販売期間、募集人数、催行状況、送客人数 など

##### ③現地メディア等での福井県に関する記事の露出情報

項目：掲載メディア名、販売部数（もしくはSNSフォロワー数等）、掲載時期、掲載内容、掲載誌面の写し など

##### ④福井県がインバウンド施策を検討するために有益と思われる情報

項目：訪日旅行に関する現地の最新ニーズ、口コミ情報、他都道府県の誘客拡大施策 など

イ FAM トリップおよびその代替え事業を実施した場合には、実施結果および実施後の状況。

ウ 旅行会社等からの要望など速やかに県に報告すべきと判断される情報があれば、月例報告書とは別に適宜報告する。

## 5 企画提案に関する留意事項

本仕様書で求める事柄に対しての提案であることその他、下記の事柄に留意すること。

### ア プロモーション内容

本仕様書で求める事柄に対する提案内容は、ターゲット層や重点的にプロモーションを行うコンテンツ等を具体的に示して提案すること。

### イ 成果目標

- ①現地旅行会社、現地メディア、教育旅行関係者、MICE、クルーズ旅行等の実施主体へ対する年度営業件数の目標値を設定の上、提案すること。
- ②令和8年度の新規旅行商品造成および商談成立数、送客数の目標値を設定の上、提案すること。

## 6 営業代行資格要件

- (1) 米国に支社や支店、パートナー企業を有しているなど、現地での活動拠点があること。
- (2) 日本語と英語で業務上の交渉が可能なレベルの語学力とコミュニケーション能力を有していること。
- (3) 米国と福井県の双方に関する幅広い知識を有すること。
- (4) 米国の観光関係機関に精通していること。
- (5) 観光・交流施策に関する専門知識を有していること。
- (6) 訪日観光プロモーション事業等の実績があること。

## 7 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権、肖像財産権等は原則として全て福井県に帰属する。
- (3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (4) 成果物を当該事業以外で使用する場合は、福井県は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。

## 8 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ福井県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (3) 契約の締結および業務の履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。

- (4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) その他、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務履行については、福井県と協議して決定のうえ、書面にて確認すること。